

## 発達障害学生に合理的配慮を提供する実習体制の構築

### — 3・4学年次生の臨地実習における支援 —

李慧瑛<sup>1)</sup>、中尾優子<sup>1)</sup>

#### 要旨

近年、教育機関に在籍する障害学生数は増加傾向にあり、看護系大学においても障害を抱えた学生への支援が求められている。本学においては、障害学生に対する支援の充実に向けて、2014年に障害学生支援センターが設置された。しかし、看護学教育においては、患者の命を対象とするため看護専門知識と判断力に基づいた特別な調整が必要とされる。看護学教育の中でも根幹となる臨地実習において、合理的配慮が必要な学生を支援し、その結果に基づき支援体制を構築したので報告する。

キーワード：看護学教育，支援体制，発達障害，合理的配慮，臨地実習

#### I. はじめに

近年、看護系大学や看護師養成機関において、発達障害やその疑いがある学生が増えており、対応が求められている。日本学生支援機構（2017年）による調査では、大学など高等教育機関において発達障害と診断された学生数は4,150人（0.13%）、受診歴はなく発達障害が推察されるため教育上の配慮を行っている学生数は3,046人（0.09%）と報告されている<sup>1)</sup>。

看護師養成機関に対する調査では、対象となった267校の内73%において、発達障害の疑いのある学生が在籍している<sup>2)</sup>。またそのような特性を持つ学生は、患者の状況を理解することが難しく、人間関係形成の困難さや整理整頓が苦手等の問題を抱えていると述べられている<sup>2)</sup>。

障害者差別解消法（2016年施行）では、身体的障害や発達障害等、何らかの障害を有する障害学生に対して「合理的配慮」の提供が求められている<sup>3)</sup>。合理的配慮（Reasonable Accommodation）とは法用語で、障害のある人が障害のない人と同じように、教育や就職などを含めた社会生活ができるようにするため、障害の特性から生

じる困りごとに応じて支援が行われることである<sup>4,5)</sup>。このように障害のある学生は、合理的配慮を受ける権利が保障されているが、合理的配慮を受けるためには、まず本人からの申請が原則とされる<sup>5)</sup>。一方、事業者にも組織として合理的配慮を提供する義務があり、国公立大学法人では法的義務、私立大学では努力義務とされ、提供する側にとって過度な負担になってはならないと規定されている<sup>5)</sup>。

本学においては、障害学生に対する支援の充実に向けて、2014年に障害学生支援センターが設置された<sup>6)</sup>。しかし、看護学教育においては、患者の命が教育対象となるため、障害学生が医療分野で示されている厳格な基準や規定をクリアするためには看護専門知識と実践能力、判断力に基づいた特別な調整が必要である。本看護学専攻においては、これまで障害学生に対する支援が体系的には整理されておらず、その時々での担任や関連する教員の采配に委ねられていた。そのため、支援に向けての組織的な対応や情報共有がうまく進まないケースもあった。そこで、今回これまでの事例を見直して障害学生に対する支援手順の体系化を図った。そして、看護学教育

<sup>1)</sup> 鹿児島大学医学部保健学科看護学専攻  
連絡先：李慧瑛  
〒890-8544 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1  
Tel/Fax : 099-275-6760  
E-mail:riheyon@health.nop.kagoshima-u.ac.jp

表1 発達障害の特性

代表的な障害	特性
自閉症 アスペルガー症候群 (自閉スペクトラム症)	社会性の障害 → 他者と情緒や興味関心を共有しにくい コミュニケーションの障害 → 会話が一方通行になりやすい こだわり・想像力の障害 → 特定の興味の限局やルールへの強いこだわり
注意欠陥多動性障害 (ADHD)	注意の持続・分配・転換の障害 → 注意を上手く分配して複数の作業を同時に遂行することが不得手。集中力を持続できない。 多動・衝動性 → 注意の持続時間が短いため、落ち着きに欠け、何かをきっかけにキレてしまう状態になりやすい。
学習障害 (LD)	話す、聞く、読む、書く、計算する、推論する等の一部に著しい困難 成績不振と見なされがち

\*鹿児島大学障害学生支援センターHP より抜粋(一部改変)

表2 具体的支援例

視覚入力 の活用	聴覚だけの情報でなく、紙に書かれた物を指差しながら説明する。 板書・配付資料を活用する。
具 体的な指示	適度な「枠付け」が調和的な行動を取るには効果的。また「…してはいけない」という言い方よりも「…しよう」という指示が望ましい。単純な形式で示す。
その学生 の良さを 気づき 認める フィード バック	対象学生の自己肯定感の低さは、学習意欲の低下や無力感等の要因になりかねない。 自己肯定感の低さを防ぐには、他者からの肯定フィードバックが必要。

\*鹿児島大学障害学生支援センターHP より抜粋 (一部改変)

の中でも根幹となる臨地実習において、合理的配慮が必要な学生を支援し、その結果に基づき支援体制を構築したので報告する。

## II. 目的

本看護学専攻における臨地実習での障害学生支援の実態を把握して、今後の支援の在り方を考察する。

### 【用語の定義】

ローテーション実習：本専攻において、3年次後期に開講される領域別実習のことであり、成人急性期看護学・成人慢性期看護学・母性看護学・小児看護学・精神看護学・老年看護学・地域・在宅看護学の7領域での実習を指す。看護学生が学内で学んだ知識・技術・態度の統合を図りつつ、病院内の各部署や医療・福祉施設等を回りながら看護実践能力を習得する。

## III. 本学全体における学生支援体制について

本学における学生支援（特に発達障害者支援）は平成15年頃から、保健管理センターが主体となり、支援（身体面、精神面、発達面）が行われてきた。また、精神的・心理的な不調に対し、保健管理センターで何らかの支援を受ける学生数は年々増えており、継続的支援が必要な

ケースも多く存在した<sup>7)</sup>。そこで、平成26年に新たに障害学生支援センターが新設された。これは平成28年4月施行の障害者差別解消法への大学としての対応である。保健管理センターと障害学生支援センターの連携は緊密であり、予算と人員が限られた環境の中で増加する支援学生への対応が続いている。

## IV. 学生支援の基本原則

発達障害のある学生支援ケースブック<sup>8)</sup>によると、「肯定的な接し方」と「スモールステップの考え方」を基本として支援が行われている。本看護学専攻では、本学障害学生支援センターのホームページに掲載されている発達障害の特性（表1）と具体的支援例（表2）を参考として、発達障害学生支援を実施した<sup>9)</sup>。

## V. 看護学専攻における障害学生支援の状況について

### 1. 実習における問題点とこれまでの取り組み

本看護学専攻のような看護師養成機関では、障害学生への支援に「在学中の支援方法」や「就職に向けた支援」等の課題を抱えている<sup>12)</sup>。それは、看護学教育は看護実践能力の育成を目的とするため学内演習や臨地実習に重きが置かれるからである<sup>10)</sup>。

特に、臨地実習においては発達障害やその疑いがある学生が苦手とする様々な技能が求められる。例えば、他者（患者/医療スタッフ）とのコミュニケーションや患者の心身の状態を分析し記述すること、患者の個性を把握し援助すること、長期的な展望を見通した計画を立案すること、看護技術を実践すること、チームカンファレンスで意見を述べること等である。また実習病院では、‘患者の安全’が最優先され、受け持ち患者本人からも実習拒否されることがあるので患者選定に難渋することがある。

そのため事前に、様々なケースの教育的配慮や合理的配慮を教員間の共通認識にするために本看護学専攻では、これまで以下のような取り組みを行ってきた。

- 1) 従来の学年別担任制を、各学年10名程度で構成される「学生ピアサポート体制」へと変更した。また昨年からは、各ピアグループに教員3名の担任グループを配置し、入学時から卒業までの一貫した支援体制にした。
- 2) 障害学生には出来るだけ早期の介入が望まれることから、校内演習が始まる2学年次頃に、「こだわりが強い」「記録物の提出が遅れる」「過緊張の傾向がある」等、気になる学生についての情報を事前に教員間で共有し対応した。
- 3) 臨地実習での学修が困難と想定される場合は、3学年次の臨地実習に向けて、学生本人や家族との面談、科目責任者と担任の話し合い、本学障害学生支援センターへの相談、精神科や心療内科の受診（必要時）を勧めるなどの支援を実施した。

## 2. 臨地実習における看護学生への支援体制

看護学専攻における「実習時の合理的配慮が必要な学生への支援手順」について時系列で述べる（図1）。今回構築した支援手順は、学生が直接患者にケアを実践する3年次生、4年次生の臨地実習を対象とした。1～2年次生の実習は、教員や指導者の引率下で実施される見学実習が主な内容となるため今回は含めなかった。

### 【支援手順1 支援に向けての準備】

#### (1) 臨地実習科目責任者と担任との打ち合わせ

学生の相談窓口を担当とし、学生についての情報を集約した。学生との面談を実施し、学生の困りごとやつまづき、実習に対する不安を整理した。学生生活、家族や友人との関係、治療の有無なども把握した。また、演習などで関わった教員や既に支援センターの介入がある場合はセンターの臨床心理士、主治医などとも連絡を取った。さらに学生の特性を理解するために、対応策を共に検討した。

#### (2) 障害学生支援センター（修学支援室）との連携

##### ①臨地実習支援委員会の設置

臨地実習科目責任者、臨地実習委員長、担任、副担任のチーム体制で支援準備を進めた。障害学生への合理的な配慮として、臨地実習期間、当該学生の臨地実習に同行し、実習を常に見守り、必要な支援や補助をする人員を要する場合がある。しかし学内教員は、他の学生への実習指導や講義、その他学内業務があるため、外部から非常勤講師を雇用し、障害学生の支援・補助を行ってきた（今回構築した支援体制では、障害学生の補助を行う非常勤講師を「実習支援者」と命名した）。実習支援者を配置するためには、その手続きに時間を要することも念頭に置き、障害学生への支援準備は、約3ヶ月前から取り掛かった。

##### ②学生本人の依頼により、実習体制の整備開始

合理的配慮は、障害学生からの意思の表明によって開始される（図2）<sup>11)</sup>。申し出がない場合でも、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供しなければならない。身体障害や発達障害の診断を受けている場合は、できないことの想定がしやすく、本人もその点を理解しているため、教育的配慮や合理的配慮がなされやすい。しかし、発達障害が疑われる学生の場合、学生本人や家族が学習困難にある状況を理解し、対象学生が支援の必要性を明確に認識する体制づくりから始めた。

以上の段階を踏む理由は、発達障害学生は適切に「配慮要請」ができない場合や<sup>12)</sup>、本人が自ら交渉を進めることが困難である<sup>13)</sup>等の課題を抱えているケースが多いからである。そこで、まず学生と担任とのラポート形成を試み、現在、何に困っているのかを把握した。そして、困りごとを解決していくための手段として、組織内の専門相談窓口（障害学生支援センター、専門医）があることや合理的配慮が受けられること等を丁寧に説明し、具体的な支援へと繋いでいった。

##### (3) 実習支援者の配置

実習支援者の配置を担当するのは、臨地実習科目責任者であるが、ローテーション実習時は、臨地実習委員長がその役割を担った。3学年次に実施されるローテーション実習では、7領域の実習が連続して実施されるため、臨地実習員長を中心に各科目責任者と協力して支援が円滑に行われるよう調整した。

##### ①実習支援者の選定

実習支援者の資格として、看護師免許を有し、看護師経験や学生への指導経験のある人材を確保する必要がある。そのため、実習支援者の選出については、専攻

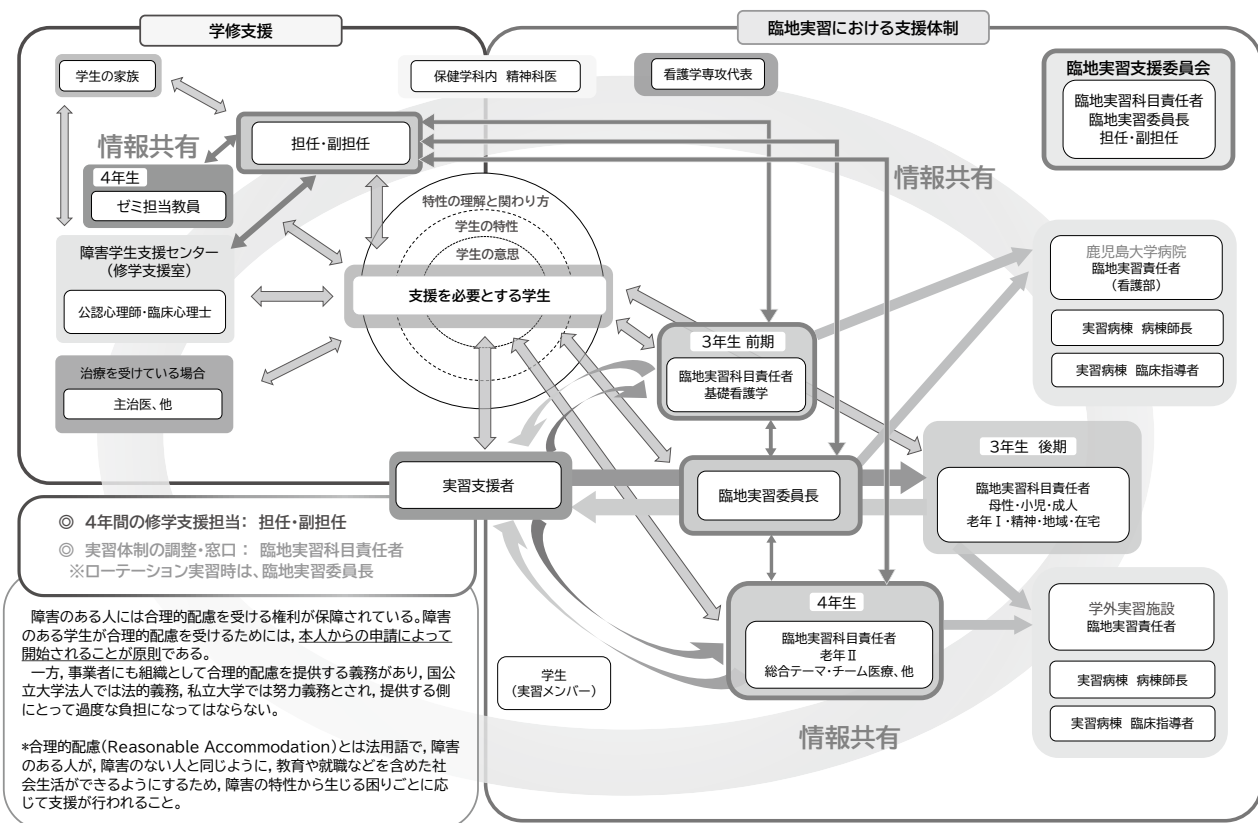
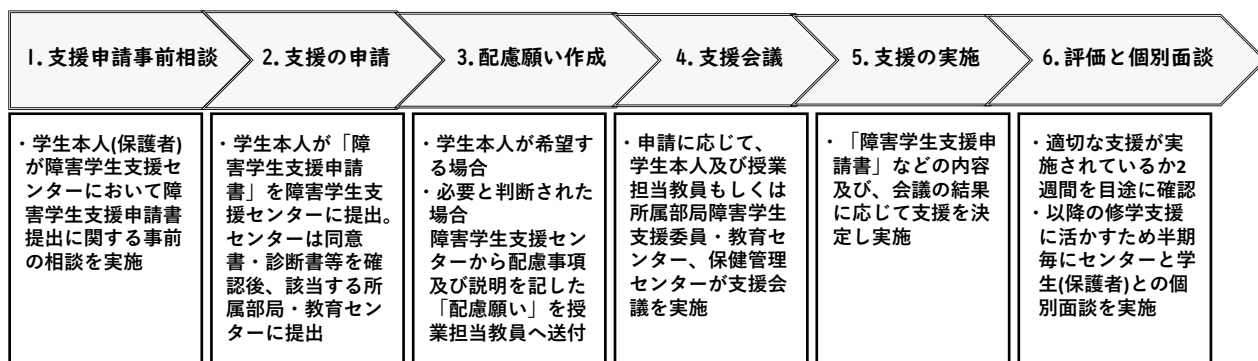


図1 看護学専攻3・4学年次生の臨地実習時における合理的配慮が必要な学生への支援手順



\* 鹿児島大学障害学生支援センターHPより抜粋 (一部改変)

図2 障害学生支援申請書提出の流れ

全体から情報・協力を得て行なった。また、発達障害に関する知識や当該学生に対する理解を得られるよう担当者や担任が繰り返し説明した。また支援者が希望した場合や必要時には、障害学生支援センターの臨床心理士、保健学科の精神科医師からも支援方法についての助言を得ることが出来ることを伝えた。

### ②実習支援者の事務手続き

実習支援者は、非常勤講師として雇用されるため、教務委員会へ職務履歴書、研究業績調書、略歴書等を提出する必要がある。また、勤務中の出勤簿、大学病院における医療従事者許可、電子カルテのID取得、学内学習システム(manaba<sup>®</sup>)利用手続きなど、関連する部署への手続きが必要となった。このように事務手続きが多岐に渡るため、臨地実習委員長の権限により、業務が加

重にならないように業務分担を計った。

## 【支援手順2 情報共有および支援内容の検討】

### (1) 学生や支援内容についての情報共有

学生からの申請を受け、合理的配慮が必要となった場合、障害学生支援センターから各部局宛てに書類が送付される。そこに学生の特性やどのような配慮が必要なのか記載されている。この書類は、各部局の教務係に届くが、教務係から先、申請書類が渡される教員には、各部局の教務係の采配になっている。例えば、共通教育では当該学生に関わる教員全員に渡されている。

一方、保健学科では、この書類の流れが統一されていなかった。そこで、ローテーション実習で合理的配慮が必要となる場合、当該実習の各科目責任者に渡してほしい旨を書いた書類を添付するように、障害学生支援センターに依頼した。

看護学専攻内での情報共有としては、実習開始前、臨地実習科目責任者（ローテーション実習時：臨地実習委員長）が、当該学生や支援内容についての情報共有の場を作った。参加者は、臨地実習科目責任者、担任、副担任、実習支援者、障害学生支援センター教員（必要時）とした。ローテーション実習時には、臨地実習委員長、専攻代表、各臨地実習科目責任者（実習担当教員）、実習支援者、担任、副担任、障害学生支援センター教員（必要時）とした。共有する内容は次の通りとした。

①学生的心思、実習や学習に対する意欲、特性、関わり方等についての説明（担任、障害学生支援センター教員）

②実習支援者の支援の方針の共有（各臨地実習科目責任者、臨地実習委員長）

一般的に、障害学生、特に発達障害やその特性を支援する際には、学生本人よりも教職員の方が困難を感じている可能性がある<sup>14)</sup>。関係者が直接話し合い、情報共有を行うことで実際に実習指導を行う際の不安を軽減することができた。また、看護教員と学生との関係は、主に担当領域の実習期間だけの関わりになることが多かった。継続的、長期的な支援ができるよう学生を取り巻く人々が連携をとるためにもこのような情報共有の場が必要であった<sup>15)</sup>。

### (2) 実習施設との交渉

臨地実習の場合は、学生が受け持つ患者の安全安楽が最も重要であり、阻害されることはあってはならないという大前提がある<sup>15)</sup>。そのため、合理的配慮を行う際には実習施設先の臨地実習責任者、指導担当看護師、スタッフへの説明と理解が求められた。

鹿児島大学病院への説明は、臨地実習科目責任者、

ローテーション実習時は臨地実習委員長が担い、外部実習施設については、各臨地実習科目責任者が説明を行った。必要時には、障害学生支援センターの臨床心理士が同行し、当該学生の特性や関わり方について説明した。

受け入れ実習先の指導者やスタッフの緊張は、学生の緊張にもつながる。そこで担当教員や支援センターの教員から直接説明を受けることで、指導にかかわる看護師は安心を得た。そうすることで、学生と実習先の指導者がより良い状況で実習を開始することができた。

## 【支援手順3 支援の実際】

### (1) 実習支援者との情報共有

#### ①実習状況の共有

実習支援者は、毎日、学生の実習状況及び支援内容を臨地実習科目責任者に報告した。臨地実習科目責任者は、学生の状況に合わせた支援内容を適宜検討した。実習評価についての検討は、臨地実習科目責任者が実施した。ローテーション実習時には、当該実習中、必要時、各臨地実習科目責任者が実習状況を臨地実習委員長へ報告した。各臨地実習科目責任者は、次の実習担当領域への引継ぎを行った。参加者は、次の実習領域の科目責任者、臨地実習委員長であり、必要時、担任・副担任も臨席した。

共有する内容は、当該領域の実習における学生の状況、受け持ち患者との関係と看護実践内容、具体的な支援内容、教員や支援者、病棟スタッフの関わり等であった。

#### ②実習中の対応について

##### a. 学生からの相談

実習担当教員へ相談があった場合、実習担当教員は、臨地実習科目責任者へ報告し、実習先の調整、臨地実習委員長、担任・副担任へ報告した。学生からの相談が、担任・副担任へ相談があった場合は、臨地実習委員長へ報告し、当該臨地実習科目責任者へ伝えた。必要時、担任が障害学生支援センター教員や保護者へ相談を行った。

##### b. 実習支援者からの相談

臨地実習委員長が連絡窓口となり、実習支援者の相談役となった。ローテーション実習では、各領域科目責任者や実習担当教員は実習期間のみの関わりであるが、実習支援者は、継続的に学生と関わった。そのため、実習支援者と密に連携し、学生の特性や支援方法をタイムリーに検討していった。

## 【支援手順4 実習後のリフレクション】

### (1) 支援内容の評価

当該実習の終了時、臨地実習科目責任者と実習支援者で実習中の支援内容の評価を行い、担任・副担任と情報共有した。ローテーション実習時は、臨地実習委員長が実習後担当者会議を開催した。参加者は、専攻代表、臨地実習委員長、各領域科目責任者（実習担当教員）、担任、副担任（必要時、実習支援者）であった。この場では、学生の支援内容について振り返りを行い、関わり方を総合的に評価した。

### (2) 実習支援総括の報告

担任および実習支援者が障害学生支援センターへ総括した内容を報告した。

## VI. 結論

障害特性は、臨地実習で顕在化する。発達障害学生は、実習という慣れない環境で初めて患者を受け持ち、実際に看護ケアを実践することへの不安が先立ち、うろたえていることが多い。

そこで教員と学生との報告・相談・連絡を密に行い、体調の変化を早期に把握することが大事である。学校側が万全の安全配慮義務を尽くすことによって、患者の安全確保と障害学生の職業適性の可否判断に繋がると考える。

## VII. 今後の課題

今回、本専攻における障害学生に合理的配慮を提供する実習体制の構築を行ったが、常に支援体制を評価し、状況に応じて支援内容を改定していく必要がある。障害学生支援では、職業適性能力や実習支援者確保等の問題について議論を深めていかなければならない。次に今後の課題について3点述べる。

### 1. 成績評価について

学生評価においても合理的配慮が必要であるが、基準を下げるなどのダブルスタンダードを設定することは合理的配慮ではないとされている<sup>16)</sup>。教育目標の到達水準を下げないことが基本原則となる。本来のパフォーマンスを発揮することを妨げている障壁を除去し、個別のニーズに応じて事前に調整や変更を行うことが公正な試験に求められる合理的配慮である<sup>5)</sup>。臨地実習の場合は、試験ではなく実習記録の内容、実践能力、態度などで評価される。合理的配慮を行って実習目標を達成した場合、その科目の教育目標は何か、本質は何かを考え、どのように評価するかを事前に教員間で共通理解しておく必要がある。

このように考える理由は、成績評価が障害学生の就職に直結するからである。池松らが行った300床以上の医療機関500施設を対象にした調査では、特別な支援が必要な新卒看護師40.9%が一年以内に退職していることが明らかになっている<sup>17)</sup>。300床以上の大規模病院では、教育体制も整っていると推察されるが、発達障害の知識に基づいた支援が不足していると考えられる。

一般企業などに発達障害のある人が就職する事例では、事業者と障害のある人との間を取り持ち、業務支援をしてくれるジョブコーチ（職場適応援助者）が利用できる仕組みになっている<sup>18)</sup>。しかし、医療職では専門的知識が必要となるため、このシステムの導入は難しい。そのため、ジョブコーチの代わりとなるようなメンター／コーチ制度や、相談部門設置の導入が望まれている<sup>5)</sup>。また、支援のみならず、発達障害を抱える看護職の働きやすい環境や職業形態を模索することも重要である。

### 2. 実習関係者に対する精神的ケアについて

障害学生を担当する場合、「学生をどうにかしてあげたい」という使命感から、一人で悩み身体的精神的疲労を抱える教職員も存在する<sup>5)</sup>。その理由として、学生の不適切な対応や不十分な記録等の原因が、自分自身の指導力不足にあると感じてしまうからではないかと考える。また、学生の「看護師になりたい」という思いや抱えている悩みを共感するあまり、教員自身が巻き込まれ一緒に悩んでしまうケースも想定される。

そこで担当になった教員の善意に任せずに複数の教職員や専門家と連携し、担当教員一人だけに支援の負担が集まらないように組織は配慮する必要がある<sup>14)</sup>。また、所属する誰が担当になっても支援できるよう、障害に対する知識と対応スキルを教員一人ひとりが身につけられるよう組織で取り組んでいく必要がある。

教員の他に、実習支援者が悩みを抱くケースが少なくない。当該学生への対応や支援内容、実習先での受け入れ状況、科目責任者や実習担当教員との関係など様々な悩みを抱えている。実習支援者がフォローを必要とした際には、いつでもタイムリーに相談できる体制を検討する必要がある。

### 3. 教育機会の保障について

看護職は、患者の命を対象とするため患者の安全安楽を守ることを最優先に考える。そのため、障害学生に対しては、「適性がない」「進路変更が望ましい」と考える教職員も存在する<sup>19)</sup>。また、障害学生の中でも、発達障害やパーソナリティ障害のような一見して分かりにくい障害は、本人のやる気の問題と誤解されやすい。しかし、そのような場合でも行動が気になる学生やコミュニケー

ションに違和感のある学生を放置することや、見過ごすことはあってはならない。学習中に対人関係や学習プロセスが上手くいかないことで、不安や抑うつ状態などの二次障害が現れ、登校できなくなることもあるからである<sup>9)</sup>。

そこで、気になる学生に対しては早期に介入を行い、専門家の意見や適切な支援を行うことが大切である。学ぶ環境や態勢を整えることは、教育目標を達成するための能力を育成する前段階であると認識し、教育の機会を保障し支援するべきである。

本学には、保健管理センターと障害学生支援センターにおけるサポートがあり、各部局と連携を図っている。教員一人ひとりがその役割を理解し連携を図る重要性を認識することが大切である。そうすることで支援を必要とする学生に紹介することも可能となる。一方で、各学生に対する細やかな支援は実際に関わる教員に委ねられる。本看護学専攻では教員3人体制の担任制を設けているため、学生の状況を1人の教員ではなく複数の教員で把握し、相談しながら必要な支援を検討することができる。

このように、学生に寄り添った細やかな支援の目と系統のかつ障害支援の専門的知識や国の法的に整備された支援に基づいて、障害を抱える学生の困りごとを丁寧に解決していくことが大事である。

## VIII. おわりに

現在、ダイバーシティ&インクルージョンの流れの中で、発達障害学生に対する合理的配慮が求められているが、基本姿勢は「話を聞く」「向き合う」の2点に尽きる。但し、教育の本質を変えるような安易な配慮は望ましくない。

特に患者の命が教育対象となる看護学領域においては、本専攻のディプロマ・ポリシー<sup>20)</sup>にある「生活者としての人間への深い理解と高い倫理観」「あらゆる健康レベルにある対象の看護問題を抽出し、解決に向けたケアを計画・実施・評価できる知識と個々に応じた技術と態度」を習得しているかは、卒業時の必須の条件である。

さらに、他のディプロマ・ポリシーについても、その内容を満たしているかどうか、教員と学生が正しく評価し共通の認識を持つことが大切である。その上で、「看護学を学ぶこと」と「看護職になること」について、障害学生と建設的対話を重ねていく必要がある。学生一人ひとりを個人として尊重し、力が発揮できるような働きかけや環境整備を行っていくことが重要である。

## 謝辞

本学における合理的配慮が必要な学生への対応につい

て、平素よりご尽力頂いている鹿児島大学障害学生支援センターの皆様にご心より感謝申し上げます。また今回の実習体制構築においては、同センター特任助教今村智佳子先生に多大なご助言、ご協力を賜りました。ここに深謝の意を表します。

## IX. 文献

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構：平成28年度（2016年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告、[http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/chosa/icsFiles/afiedfile/2017/09/22/2016\\_analysis.pdf](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/icsFiles/afiedfile/2017/09/22/2016_analysis.pdf)（2021年11月15日閲覧）。
- 2) 山下知子，徳本弘子：発達障害及び発達障害の疑いのある看護学生の臨地実習における学習困難の様相，*埼玉医科大学看護学科紀要* 2016；1(9)：11-17。
- 3) 内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針，<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>（2021年11月15日閲覧）
- 4) 日本学生支援機構：合理的配慮ハンドブック [https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/hand\\_book/03.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/03.html)（2021年11月15日閲覧）
- 5) 川上ちひろ，西城卓也，恒川幸司，他：医療者養成機関における発達障害およびその特性のある学生支援の基本的理解，*医学教育* 2019；50（4）：337-346。
- 6) 鹿児島大学：障害学生支援センター，センターの紹介，<https://www.kagoshima-u.ac.jp/syogaku/images/senta-syukai.html>（2021年11月17日閲覧）
- 7) 鹿児島大学：障害学生支援センター，教職員の皆様へ，<https://www.kagoshima-u.ac.jp/syogaku/kyousyokuin.html>（2021年11月17日閲覧）
- 8) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所：発達障害のある学生支援ケースブッカー支援の実際とポイント一，[http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\\_b/b-210/b-210\\_all.pdf](http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_b/b-210/b-210_all.pdf)（2021年11月17日閲覧）
- 9) 鹿児島大学：障害学生支援センター，障害別支援，<https://www.kagoshima-u.ac.jp/syogaku/syogaibetusien.html>（2021年11月17日閲覧）
- 10) 文部科学省：看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標（看護学教育の在り方に関する検討会報告），[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/018-15/toushin/04032601.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/018-15/toushin/04032601.html)（2021年11月17日閲覧）
- 11) 鹿児島大学：障害学生支援センター，支援体制，<https://www.kagoshima-u.ac.jp/syogaku/sientaisei.html>（2021年11月17日閲覧）

- 12) 高橋知音, 近藤武夫, 村山光子, 他: 発達障害学生支援の考え方, 発達障害のある大学生への支援, 金子書房, 東京, 2016, p2-19.
- 13) 桑原斉, 中津真美: 自閉症スペクトラム障害の大学生への支援, リハビリテーション連携科学2014; 15 (2): 96-106.
- 14) 川住隆一, 吉武清實, 西田充潔, 他: 大学における発達障害のある学生への対応—四年制大学の学生相談機関を対象とした全国調査を踏まえて—, 東北大学大学院教育学研究科研究年報 2010; 59 (1): 435-462.
- 15) 岸央子, 古田雅俊: 発達障害および発達障害の疑いのある大学生への支援事例に関する文献検討 看護学生の支援への示唆. 中京学院大学看護学部紀要 2019; 9 (1): 13-22.
- 16) 高橋知音, 高橋美保: 発達障害のある大学生への「合理的配慮」とは何か. 教育心理学年報 2015; 54: 227-35.
- 17) 池松裕子, 遠藤みどり, 江川幸二: 特別な支援が必要な新卒看護師の割合と業務上の困難および1年後の動向. 日本看護科学学会学術集会講演集, 2016; 36: 473.
- 18) 厚生労働省: 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業について,  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaisakoyou/06a.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/06a.html) (2021年11月17日閲覧)
- 19) 師岡友紀, 望月直人, 荒尾晴恵: 発達障害またはその傾向がある看護学生に対する臨地実習上の支援の実態と教員の支援の妥当性に関する認識. 大阪大学看護学雑誌 2019; 25 (1): 81-88.
- 20) 鹿児島大学保健学科: 看護学専攻, 教育理念・目的・目標, 学位授与方針, <https://www.kufm.kagoshima-u.ac.jp/~health/nursing/feature.html> (2022年1月19日閲覧)



# **Construction of the Nursing Practice Providing Reasonable Accommodation for Students with Developmental Disorders: Support in the Third and Fourth Grader Clinical Practicum**

LEE Hyeyong<sup>1)</sup>, NAKAO Yuko<sup>1)</sup>

1) Department of Clinical Nursing, School of Health Sciences, Faculty of Medicine, Kagoshima University,  
Sakuragaoka 8-35-1, Kagoshima, 890-8520 Japan

Address correspondence to: Hyeyong Lee, E-mail: riheyon@health.nop.kagoshima-u.ac.jp

## **Abstract**

In recent years, the number of students with disorders registered at the educational institution is in the tendency to increase, therefore the support to the students in nursing universities is required. In this university, the support center for students with disorders was established in 2014, and they started to support the students. Nursing education is subject to patient's lives, therefore particular consideration is required. We report that that we have supported the students who need reasonable accommodation in nursing practice, which is the core of the nursing education, and have built the support system based on the results.

**Keywords:** nursing education, support system, developmental disorders, reasonable accommodation, nursing practice